

議案第 75 号

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17  
年山陽小野田市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同条第 3 号中「免職」を「懲  
戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 5 条第 2 項第 1 号中「第 3 号」を「第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

議案第75号参考資料

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となること ができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の 日から2年経過しない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、 その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至った とき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となること ができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第6条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日か ら2年経過しない者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、 その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至った とき。</p> <p>(2) (略)</p>